

生駒市消防本部告示第 1 号

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 29 年 3 月 27 日

生駒市消防長 坂上 弘

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示

生駒市消防署の組織に関する規程（平成 3 年 10 月生駒市消防本部告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表南分署の項を次のように改める。

南分署	南分署警備第 1 係 南分署警備第 2 係 南分署警備第 3 係 南分署救急第 1 係 南分署救急第 2 係 南分署救急第 3 係
-----	--

第 3 条第 3 項中「及び次長」を削る。

第 14 条第 6 号を次のように改める。

(6) 南分署警備第 1 係、南分署警備第 2 係及び南分署警備第 3 係

ア 庶務係及び警備係の事務分掌を併せたものとする。

第 14 条中第 10 号を第 11 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 南分署救急第 1 係、南分署救急第 2 係及び南分署救急第 3 係

ア 予防係、救急係及び救助係の事務分掌を併せたものとする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
生駒市消防署南分署	生駒市小瀬町 8 番地 1
生駒市消防署北分署	生駒市北大和 4 丁目 22 番地 6

別表第2中「南分署小隊」を「南分署消防小隊
南分署救急小隊」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。